

ギャンブル等依存症対策基本法について

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
精神・障害保健課 依存症対策推進室

ギャンブル等依存症対策基本法概要（平成30年10月5日施行）

1 目的

ギャンブル等依存症は、①本人・家族の日常生活・社会生活に支障を生じさせるものであり、
②多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の重大な社会問題を生じさせている
ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、
→ もって①国民の健全な生活の確保を図るとともに、②国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与

2 定義

ギャンブル等依存症：ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態

3 基本理念

- ① ギャンブル等依存症の発症・進行・再発の各段階に応じた防止・回復のための対策を適切に講ずるとともに、本人・家族が日常生活・社会生活を円滑に営むことができるように支援
- ② 多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮

4 アルコール・薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携への配慮

アルコール・薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮

5 責務

国・地方公共団体・関係事業者・国民・ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務を規定

6 ギャンブル等依存症問題啓発週間

国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～20日）を設定

* ギャンブル等依存症問題：ギャンブル等依存症及びこれに関連して生ずる多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の問題

7 法制上の措置等

政府にギャンブル等依存症対策を実施するため必要な法制上・財政上の措置等の措置を講ずる義務

8 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等

- ① **ギャンブル等依存症対策推進基本計画**：政府に策定義務（少なくとも3年ごとに見直しを検討）
- ② **都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画**：都道府県に策定の努力義務（少なくとも3年ごとに見直しを検討）
* ②については、医療計画・都道府県健康増進計画・都道府県アルコール健康障害対策推進計画等との調和が必要

9 基本的施策

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| ① 教育の振興等 | ⑥ 民間団体の活動に対する支援 |
| ② ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施 | ⑦ 連携協力体制の整備 |
| ③ 医療提供体制の整備 | ⑧ 人材の確保等 |
| ④ 相談支援等 | ⑨ 調査研究の推進等 |
| ⑤ 社会復帰の支援 | ⑩ 実態調査（3年ごと） |

10 ギャンブル等依存症対策推進本部

内閣に、内閣官房長官を本部長とする**ギャンブル等依存症対策推進本部**を設置
所掌事務：①基本計画の案の作成・実施の推進、②基本計画に基づく施策の総合調整・実施状況の評価等

11 ギャンブル等依存症対策推進関係者会議

本部に、**ギャンブル等依存症対策推進関係者会議**を設置
委員：ギャンブル等依存症である者等・その家族を代表する者・関係事業者・有識者のうちから内閣総理大臣が任命（20人以内）
所掌事務：本部による①基本計画の案の作成、②施策の実施状況の評価結果の取りまとめの際に、意見を述べる

※ 施行期日：公布の日から起算して3月を超えない範囲内

※ 検討：① 本部については、施行後5年を目途として総合的に検討

② ①のほか、本法の規定全般については、施行後3年を目途として検討

ギャンブル等依存症対策推進本部

概 要

ギャンブル等依存症対策基本法において、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、ギャンブル等依存症対策推進計画の案の策定及び実施の推進に関すること等を所掌するギャンブル等依存症対策推進本部を置くこととされている。

構 成

本 部 長：内閣官房長官

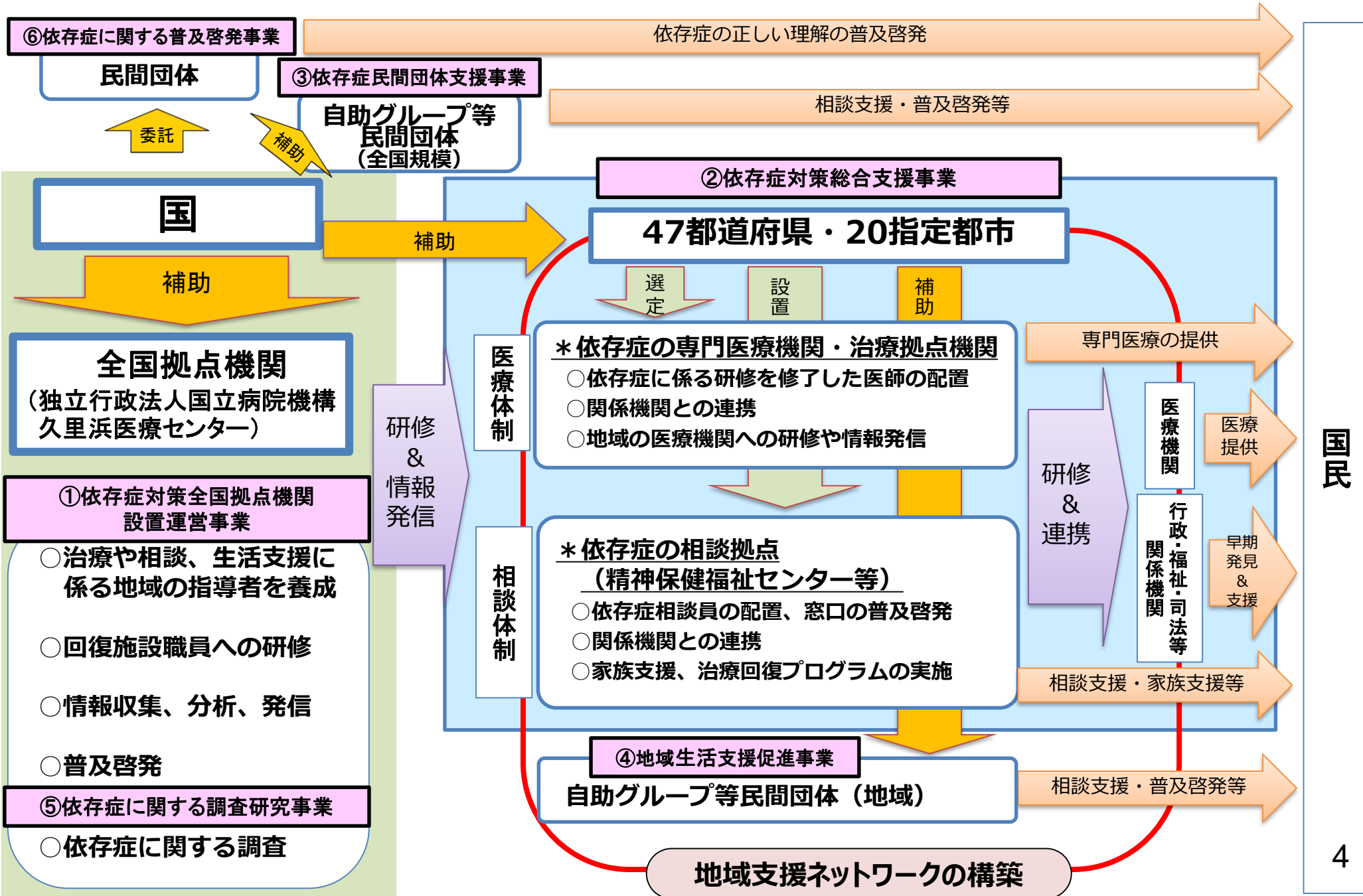
副本部長：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、厚生労働大臣

本 部 員：国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣（金融）、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、特に必要があると内閣総理大臣が指定した者

計画に係る基本的施策

- | | |
|-------------------------|----------------|
| ①教育の振興等 | ⑥民間団体の活動に対する支援 |
| ②ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施 | ⑦連携協力体制の整備 |
| ③医療提供体制の整備 | ⑧人材の確保等 |
| ④相談支援等 | ⑨調査研究の推進等 |
| ⑤社会復帰の支援 | ⑩実態調査 |

依存症対策の全体像



平成30年度依存症専門医療機関の選定状況

平成30年4月13日時点

自治体名	専門医療機関 (アルコール健康障害)		専門医療機関 (薬物依存症)		専門医療機関 (ギャンブル等依存症)		自治体名	専門医療機関 (アルコール健康障害)		専門医療機関 (薬物依存症)		専門医療機関 (ギャンブル等依存症)	
	治療拠点(※)	医療機関名	治療拠点(※)	医療機関名	治療拠点(※)	医療機関名		治療拠点(※)	医療機関名	治療拠点(※)	医療機関名	治療拠点(※)	医療機関名
都道府県													
北海道		・道央佐藤病院・幹メンタルクリニック・札幌太田病院・石橋病院・江別すずらん病院・旭川圭泉会病院・千歳病院・滝川中央病院・旭山病院		旭山病院		旭山病院	広島県	●	瀬野川病院	●	瀬野川病院	●	瀬野川病院
青森県									・呉みどりヶ丘病院・小泉病院				
岩手県							山口県						
宮城県							徳島県						
秋田県							香川県						
山形県							愛媛県						
福島県							高知県						
茨城県							福岡県						
栃木県							佐賀県						
群馬県							長崎県						
埼玉県	●	・埼玉県立精神医療センター	●	・埼玉県立精神医療センター	●	・埼玉県立精神医療センター	熊本県						
		・埼玉県済生会鴻巣病院		・埼玉県済生会鴻巣病院		・埼玉県済生会鴻巣病院	大分県						
		・不動ヶ丘病院					宮崎県						
千葉県							鹿児島県						
東京都							沖縄県						
神奈川県													
新潟県							指定都市						
富山県							札幌市						
石川県							仙台市						
福井県							さいたま市						
山梨県							千葉市						
長野県							横浜市						
岐阜県	●	各務原病院	●	各務原病院	●	各務原病院	川崎市						
		大垣病院		大垣病院		大垣病院	相模原市						
静岡県							新潟市						
愛知県							静岡市						
三重県							浜松市						
滋賀県	●	県立精神医療センター					名古屋市						
京都府							京都市						
大阪府	●	地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪精神医療センター	●	地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪精神医療センター	●	地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪精神医療センター	大阪市		医療法人 藤井クリニック		医療法人 藤井クリニック		医療法人 藤井クリニック
		医療法人和気会 新生会病院		一般財団法人成研会 結のぞみ病院		一般財団法人成研会 結のぞみ病院		●	地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪精神医療センター	●	地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪精神医療センター	●	地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪精神医療センター
		一般財団法人成研会 結のぞみ病院		医療法人 東布施辻本クリニック					医療法人小谷会 小谷クリニック				
		医療法人聖和錦秀会 阪和いずみ病院		医療法人 利田会 久米田病院			堺市		医療法人以和貴会 金岡中央病院	●	地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪精神医療センター	●	地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪精神医療センター
		医療法人 東布施辻本クリニック						●	地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪精神医療センター				
		医療法人 利田会 久米田病院					神戸市						
兵庫県							岡山市		・岡山県精神科医療センター・慈恵病院・林道倫精神科神経科病院		岡山県精神科医療センター		岡山県精神科医療センター
奈良県							広島市						
和歌山県							北九州市						
鳥取県							福岡市						
島根県	●	社会医療法人清和会西川病院				医療法人青葉会松江青葉病院	熊本市						
	●	医療法人同仁会こなんホスピタル		医療法人同仁会こなんホスピタル		医療法人同仁会こなんホスピタル							
	●	岡山県精神科医療センター	●	岡山県精神科医療センター	●	岡山県精神科医療センター							
岡山県		・慈恵病院・林道倫精神科神経科病院・ももの里病院・希望ヶ丘ホスピタル・積善病院					合計		11		10		10

※治療拠点機関(●)：依存症専門医療機関の中から選定される、研修や情報発信等を行う地域の治療拠点となる機関。

平成30年度依存症相談拠点の設置（依存症相談員）状況

平成30年4月13日時点

自治体名	相談拠点機関 (アルコール健康障害)	相談拠点機関 (薬物依存症)	相談拠点機関 (ギャンブル等依存症)	自治体名	相談拠点機関 (アルコール健康障害)	相談拠点機関 (薬物依存症)	相談拠点機関 (ギャンブル等依存症)
都道府県							
北海道	道立精神保健福祉センター及び道立保健所	道立精神保健福祉センター及び道立保健所	道立精神保健福祉センター及び道立保健所	広島県	県保健所	県立総合精神保健福祉センター	
青森県				山口県			
岩手県				徳島県			
宮城県				香川県	精神保健福祉センター相談窓口	精神保健福祉センター相談窓口	精神保健福祉センター相談窓口
秋田県				愛媛県			
山形県				高知県			
福島県				福岡県			
茨城県	茨城県精神保健福祉センター			佐賀県	肥前精神医療センター：依存症相談室	肥前精神医療センター：依存症相談室	肥前精神医療センター：依存症相談室
栃木県				長崎県	長崎県こども・女性・障害者支援センター	長崎県こども・女性・障害者支援センター	長崎県こども・女性・障害者支援センター
群馬県				熊本県			
埼玉県	埼玉県立精神保健福祉センター	埼玉県立精神保健福祉センター	埼玉県立精神保健福祉センター	大分県			
千葉県				宮崎県	精神保健福祉センター	精神保健福祉センター	精神保健福祉センター
東京都				鹿児島県	県精神保健福祉センター：依存症相談窓口	県精神保健福祉センター：依存症相談窓口	県精神保健福祉センター：依存症相談窓口
神奈川県				沖縄県			
新潟県							
富山県				指定都市			
石川県				札幌市			
福井県				仙台市			
山梨県				さいたま市			
長野県				千葉市			
岐阜県				横浜市			
静岡県	精神保健福祉センター：依存相談	精神保健福祉センター：依存相談	精神保健福祉センター：依存相談	川崎市			
愛知県	県保健所：アルコール相談窓口			相模原市			
	精神保健福祉センター：アルコール相談窓口			新潟市			
三重県				静岡市			
滋賀県	県立精神保健福祉センターと県内7保健所			浜松市			
京都府				名古屋市			
大阪府	大阪府こころの健康総合センター	大阪府こころの健康総合センター	大阪府こころの健康総合センター	京都市	京都市こころの健康増進センター：アルコール 外発	京都市こころの健康増進センター：薬物依存 症・ギャンブル等依存症外発	京都市こころの健康増進センター：薬物依存 症・ギャンブル等依存症外発
	大阪府の保健所(11か所)	大阪府の保健所(11か所)	大阪府の保健所(11か所)	大阪市	大阪市こころの健康センター	大阪市こころの健康センター	大阪市こころの健康センター
	大阪府中核市の保健所(5か所)	大阪府中核市の保健所(5か所)	大阪府中核市の保健所(5か所)	堺市	堺市こころの健康センター：依存症相談窓口	堺市こころの健康センター：依存症相談窓口	堺市こころの健康センター：依存症相談窓口
兵庫県	精神保健福祉センター：ひょうご・こうべ依存症 対策センター	精神保健福祉センター：ひょうご・こうべ依存症 対策センター	精神保健福祉センター：ひょうご・こうべ依存症 対策センター	神戸市	兵庫県精神保健福祉センター：ひょうご・こうべ 依存症対策センター	兵庫県精神保健福祉センター：ひょうご・こうべ 依存症対策センター	兵庫県精神保健福祉センター：ひょうご・こうべ 依存症対策センター
奈良県				岡山市	岡山市こころの健康センター	岡山市こころの健康センター	岡山市こころの健康センター
和歌山県				広島市			
鳥取県	社会医療法人明和会医療福祉センター 渡邊 病院	社会医療法人明和会医療福祉センター 渡邊 病院	精神保健福祉センター	北九州市	各区役所：アルコールの問題で困っている人の 相談窓口	北九州市立精神保健福祉センター：薬物・ギヤ ンブルの問題で困っている人の相談窓口	北九州市立精神保健福祉センター：薬物・ギヤ ンブルの問題で困っている人の相談窓口
	精神保健福祉センター	精神保健福祉センター	各保健所	福岡市			
	各保健所	各保健所		熊本市			
島根県				合計			
岡山県	精神保健福祉センター	精神保健福祉センター	精神保健福祉センター		22	19	18

厚生労働省における依存症対策の推進体制について

依存症対策推進本部（平成28年12月設置）（厚生労働大臣伺い定め）

【設置目的】依存症対策については、保健医療分野から就労、生活支援分野まで広範な支援策が求められ、対象者も幅広い年齢層にわたり、部局横断的な対応が必要であることから、取組を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、設置。

大臣
【本部長】

副大臣
政務官
【本部長代理】

事務次官
厚生労働審議官
医務技監
【副本部長】

官房、医政、健康、医薬、基準、
安定、子ども、社会、障害、老健、
保険、政策統括官等の関係部局長
【本部員】

本部に事務局を設置。

事務局長は、社会・援護局障害保健福祉部長。
庶務は障害保健福祉部精神・障害保健課依存症対策推進室。

ただし、アルコール健康障害対策チームについては、障害保健福祉部企画課。

依存症対策本部に対策チームを設置

アルコール健康障害対策チーム

【座長：大臣官房審議官（健康、生活衛生、アルコール健康障害担当）、関係部局：健康 他】

- アルコール健康障害対策基本法（平成26年6月1日施行）に基づき、アルコール健康障害対策推進基本計画が策定（平成28年5月31日閣議決定）
⇒ アルコール健康障害対策推進基本計画の推進が必要

薬物依存症対策チーム

（座長：障害保健福祉部長、関係部局：医薬 他）

- 刑の一部の執行猶予制度の導入（平成28年6月1日）により、薬物依存のある保護観察対象者の増加が見込まれる。
⇒ 保護観察終了後も支援等を受けられる体制の整備が必要
- 再犯の防止等の推進に関する法律の施行（平成28年12月14日）及び再犯防止推進計画が策定（平成29年12月15日閣議決定）
⇒ 薬物依存症者の再犯防止対策（相談・治療体制の構築等）が必要

ギャンブル等依存症対策チーム

（座長：障害保健福祉部長、関係部局：社会、子ども 他）

- IR推進法の附帯決議及び、「ギャンブル等依存症対策の強化について（平成29年8月29日関係閣僚会議決定）」により、ギャンブル等依存症対策の強化が求められている。
- 「ギャンブル等依存症対策基本法案」の成立（平成30年7月13日公布）により、内閣官房長官を本部長とする対策推進本部に関係者会議が設置され、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」が策定される予定。
⇒ 基本計画の策定に向けて必要な対策の整理が必要

ギャンブル等依存症対策の強化について【概要】

●厚生労働省関係の取組

29.8.29ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議決定（厚生労働省部分を中心に抜粋）

課 題	対策の具体化
1. 実態把握・調査研究	
ギャンブル等依存症の実態把握	ギャンブル等依存症に関する全国調査を9月中を目途に取りまとめ（※）。今後も継続的に実態を把握（※）その後、平成29年9月に全国調査の中間とりまとめの結果を公表。
2. 相談支援・医療提供体制	
- ギャンブル等依存症患者の治療・相談に対応できる体制が不十分 - 障害福祉サービス等従事者の知識の向上 - 専門的な医療の確立・普及及び適切な診療報酬での評価 - 医学教育等における人材の育成 - ギャンブル等依存症の普及啓発 - 民間団体の活動への支援の拡充	- 全都道府県・政令市における専門医療機関・治療拠点・相談拠点の整備等 - 依存症対策全国拠点機関を指定 等 - 地域の生活支援指導者や障害福祉サービス等従事者への養成研修 - 専門的な医療の確立に向けた研究の推進とそれに対応する診療報酬での評価が課題となっていることを踏まえ、標準的な治療プログラムの開発やエビデンスを構築 - ギャンブル等依存症の学修目標への明記、保健師・精神保健福祉士等の養成カリキュラム等の見直し - DVDや啓発動画の作成、リーフレットの配布 等 - 自助グループ等を含む民間団体が行うミーティング、普及啓発等の活動を支援
3. その他	
- 求職者への支援 - 児童虐待防止対策 - 生活保護受給者への適切な支援 等	- ハローワークにおける求職者の希望を踏まえた就労支援、求職者に対する周知等の実施 「子ども虐待対応の手引き」等への養育者のギャンブル等依存症に関する内容を明記 - 生活保護実施機関による指導の実施状況の調査の実施 等

●他省庁の主な取組（公営競技・ぱちんこ、学校教育など）

- 公営競技ごとの相談窓口の設置 - 本人・家族申告によるアクセス制限 - 購入限度額の設定 - インターネット投票サイトにおける注意喚起 - 出玉規制の基準等見直し - 学校教育相談員の知識の向上 等	- 相談窓口について、全競走場のウェブサイト等に掲示 - 競走場・場外券売場において本人申告によるアクセス制限の運用を開始、家族申告によるアクセス制限の仕組みの構築 - 購入限度額を設定できるシステムの構築 - 投票サイトのログイン画面等での注意喚起表示、相談窓口案内等の実施 - 風営法施行規則・遊技規則の改正 - 相談対応マニュアルの整備による相談員の増強 等
--	---